

平成28年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年7月14日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成28年度第3回、新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。

【区政情報課長】本日もよろしく申し上げます。

まず本日、追加で資料を机上配付させていただいております。前回の報告案件でございます資料の15「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務の委託」と、資料の16「新宿区健康づくり区民意識調査業務の委託」について、説明させていただきます。この2つの案件につきましては、アンケート調査票への連番、督促について、男女共同参画課と健康政策課で検討しますということに前回なっておりました。両調査につきましては、調査票を送付した全員に対し、督促状兼礼状を送付するという事にいたします。この結果、連番の印字は行わないという回答を得てございます。従いまして、連番による回答内容の個人の特定ができないという形になります。これによりまして、赤字で修正しております資料15、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査では2ページ、3ページ、「督促」を「督促状兼礼状」に修正し、「調査票を送付した全員に対し、督促状兼礼状を送付する」ことを追記してございます。

また、資料の16、健康づくり区民意識調査におきましても、督促状の送付業務の委託について、前回は未定という状況でございましたが、督促状兼礼状の送付につきましても、宛名シールを添付し、発送業務を委託するという事とさせていただきます。資料16の3ページを赤字で修正をさせていただいております。

また、本日、時間がございましたら、第1回の審議会でご説明ができずにおりました「情報公開制度の概要」につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、事前にお配りした資料について説明をさせていただきます。事前にお送りした資料は、資料の22「既存建築物外壁等点検調査業務の委託について」から、資料の27「女性の健康支援事業における『女性の健康づくりサポーターの会』業務の委託について」まで、合わせて6件の資料でございます。

なお、資料23には1番と2番、資料24には1番から6番、資料25には1番、それぞれ添付資料がついてございます。

また本日追加の資料を5点、机上配付してございます。追加資料といたしまして、資料23の後ろに参考資料の23-1、23-2、23-3の3点を追加してございます。もう1つ、資料2の「情報公開と個人情報保護のパンフレット」を、本日の資料の最後に追加させていただいて

おります。資料の追加をさせていただきまして、誠に申し訳ございませんが、確認をお願いいたします。

資料については以上でございます。過不足がございましたら事務局のほうに。よろしいでしょうか。

資料 22 は、前回時間の関係で、今回に持越しをさせていただいたもので、前回と同じ内容でございます。

なお、前回ご審議いただきました小委員会の設置要綱につきましては、決定をとりました。ですので、原案どおり決定という形になります。また小委員会の委員につきましては、会長様よりご指名を頂戴してございます。

会長、以上でございます。

【会長】今の報告、運営小委員会の件について私のほうから追加して説明いたしますと、委員には私のほか鍋島委員、西村委員、金澤委員をお願いすることにしました。打合せの会議につきましては後日、皆様のご都合を聞いて会議の日時を決めますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

それでは、本来の議題に入りたいと思います。次第に従いまして議事の審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず資料 22「既存建築物外壁等点検調査業務の委託について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【建築調整課長】それでは資料 22「既存建築物外壁等点検調査業務の委託について」、ご説明をさせていただきます。資料おめくりいただきまして、事業の概要というところをご覧ください。事業名は「既存建築物外壁等点検調査業務」でございます。担当課は建築調整課でございます。

目的ですが、既存建築物の外壁等の現況を委託により調査を行います。その建築物等の所有者等に対しまして、その点検調査結果を通知するとともに、建築物の所有者に対して自主的な点検の実施を求めます。また所有者による現状把握、それから適切な維持管理の実施を促すことで、落下物による事故を未然に防止し、高度防災都市化の実現を推進するというのが目的でございます。その対象者としては区内の商店街及び主要幹線道路沿道の既存建築物の所有者等となっております。

事業の内容でございますが、なぜこういうことをするかということでございますが、実は平

成 27 年 2 月に歌舞伎町におきまして、雑居ビルの既存建築物の外壁が落ちるという事故が発生いたしました。このときは区では類似の事故防止ということで、歌舞伎町を初めとしました新宿駅周辺の繁華街、こちらを対象にしまして 1,251 棟の建物の緊急点検を職員で行ったというところがございます。区内には新宿駅周辺以外にも高田馬場ですとか、神楽坂といった繁華街もがございます。今後も駅周辺に止まらずに、高度防災都市化の実現を図るということで、継続して外壁等の落下物対策に取り組むということで、今回の事業を行うというものでございます。

調査対象ですが、区内の商店街及び主要幹線道路沿いの既存建築物ということで、今年度は約 1,000 棟を予定しております。具体的には高田馬場駅周辺、四ツ谷駅周辺、神楽坂通り、新宿通り、青梅街道等ということで、本年度行う予定でございます。

2 番の調査でございますが、委託先は既存建築物の外壁について、道路上などから目視によって調査を行う。外壁等の劣化状況を確認するというものでございます。外壁のほかに看板ですとか外壁に設置された設備機器なども含めて調査を行います。

調査した結果を所有者に通知するために、3 番の所有者の調査というところで、区では既に建築物の所有者に関する情報というのを、既存建築物対象という形で保有しております。こちらの情報を委託先に一時的に提供します。委託先はこの既存建築物に係る所在地、所有者等の氏名及び電話番号、外壁等の劣化状況に関して、台帳と地図でデータベース化していきます。それに基づきまして、所有者等に対しまして調査の実施結果を通知するといった内容でございます。

期間は平成 28 年 7 月下旬から平成 29 年 3 月 15 日までを予定してございます。なおこの調査につきましては、来年度以降も継続して実施していきたいと考えてございます。

では次の別紙、業務委託という資料をご覧ください。先ほどご説明した点につきましては省略をさせていただきます。四角い枠の 2 つ目、委託先ですが、現時点では未定となっております。想定していますのは、建築物の調査業務を手がけているような調査コンサルタント会社と申しませんか、そちらのほうへ委託したいと考えております。委託に伴い事業者処理させる情報項目としましては、区が保有する既存建築物台帳に記載された、所有者等の氏名、住所、電話番号です。委託先に収集させる項目といたしましては、同じく既存建築物の所有者等の氏名、住所、電話番号、また外壁の劣化状況でございます。処理させる情報項目の記録媒体としては、紙及び電磁的媒体でございます。委託理由ですが、既存建築物の調査の専門知識やノウハウを持った業者に委託することによりまして、合理的かつ効率的に調査を行うことを理由としてございます。

2つ飛ばしまして、委託に当たり区が行う情報保護対策といたしまして、契約に当たり別紙「特記事項」を付すということで、次の資料、特記事項が添付してございますが、秘密の保持ですとかあるいは個人情報の持出しの禁止、適正な管理等々につきまして、委託の特記事項ということで条件を付すものでございます。

それから先ほどの資料調査票に戻っていただきまして、業務終了後は提供した情報を返却させる。また3つ目に記載がございますが、必要に応じて区職員が立入り調査等を行うといったものでございます。

最後の欄ですが、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、1番から7番までございますが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定すること、情報は施錠できる保管庫に保管すること、それから情報は業務を行う執務室から持ち出さないこと、パソコンの使用は使用者を制限させること、委託業務の終了後は、個人情報は区に返却すること、またあるいは区職員がそのデータの消去の確認をするといったことを、保護対策として行いたいというふうに考えてございます。

非常に雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見がございましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】先ほどのご説明の2ページ、所有者等の調査の中で、この劣化状況に関して電子台帳及び地図に記載するということなのですが、処理させる媒体が紙及び電磁的媒体になっているのですが、そうすると紙と電磁的媒体の両方を使って、紙には劣化状況を記載し、電磁的媒体にはデータとして処理させると、こういう意味なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】劣化状況に関しましては調査員が現地に行きまして、調査票を用いてチェックをしていくわけですけれども、まずそれを紙として保管するというのと、あとはその内容を電磁的媒体、想定しているのはエクセルなんですけれども、こちらのほうにまとめていくという作業を行うというものでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】念のためなのですが、そういう電磁的媒体や紙ベースのものをコピーするのを防ぐためのセキュリティ対策というのはどういう対策を講じるのでしょうか。

非常にうがった見方をすると、例えば業者が、何らかの意図を持ってそういったものの、個人情報、建物の所有者の住所・氏名が載っているものをコピーしたり、あるいは電磁的媒体をパソコンからUSBにコピーしたりとか、そういうことを防ぐためのセキュリティ対策は何か

考えていらっしゃるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】具体的にこういう方法でということは、今の段階ではちょっとお答えしにくいのですが、特記事項の中で複写等の禁止、それから再委託の禁止ですとか適正な管理ということもございますので、この中でしっかり事業者のほうには指導していきたいというふうに考えてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そういう状況だと、この3ページにある保護対策として、必要に応じて区の職員が立入り調査を行うということなのですが、どれぐらいの頻度で立入り調査をしようと考えているのか教えてください。

【建築調整課長】必要に応じてということですので、今の時点で頻度等が決めてはございませんが、少なくとも1回は確認に行きたいとは考えてございます。

【佐藤委員】これは最後、意見ですけれども、そうしたセキュリティ対策が十分施されないものでは、立入り調査を頻繁というか適時、月1回とかそういう形でぜひやっていただきたいということを意見として述べておきます。

【会 長】その点は、お聞きいただきたいと思います。ほかにご質問かご意見、ございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっとわからないのですが、うちの周りのところもこういう方がいらして調査に入られてというのがあるのですけれども、みんな地図を持って、その方の所有のお名前が書いた住所も持って来ないとそこに行けないですね。だからそういうのを持って回っていらっしゃるのですよね。調査員にそういうのが渡らないで、その調査というのは全部の所有者がわからなくても何でも、一帯に全部調査するということだから、調査員は何も持たないでも入れると思うのですが、ちょっとわからないので教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】調査するものが、区のほうで指定する商店街ですとか幹線道路、沿道の建物ですので、調査する時点ではその建物の状況を見ればよいので、その現場に調査員が、個人情報などが記されたものを持ち出すということはないというふうに考えております。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】そうしますとそれが見つかったときには、その所有者が誰かというのはわからなくて、地図にここですよと入れるのですか。その地図見ていると名前が全部書いてある、そ

れこそ私のうちもちゃんと書いてあるようなのを持って回っています。その地図に丸をつけるのではないかと思うのですけれども、そうすると個人がわかってしまいますよね、その不具合のあったところの個人が。ちょっとよくわからないですね。

【会 長】対象物件をどういうふうに決めて、それを対象物件、委託 1,000 件と書いてあるそのリストを事務所へ渡すのでしょうか。説明してください。

【建築調整課長】対象建築物はこの建物ですよといったのを、まず委託業者に提供します。委託業者はそれに基づいて、それぞれの建物の点検調査をしていきます。調査するのは建物の外壁や看板等の状況ですので、委託先はまずそれを調査する、その状況を調査すると。住宅地図程度のビル名ですとか、表札の名前が記された地図程度は持って歩くことはあるかもしれませんが、特定の建物について所有者の住所や電話番号が記載された情報を持ち出して、その現場を回るといったことは無いというふうにご理解いただければと思います。

【会 長】木造は対象外で、鉄筋か鉄骨か、コンクリートづくりの建物が対象なのですか。木造も対象なのですか。お願いします。

【建築調整課長】例えで申しますと、神楽坂通りがございますが、神楽坂通りの、外堀通りの交差点から大久保通りの交差点、ある一定の路線、この交差点からこの交差点までのその路線に面している建物を、全部見るというふうにしてございますので、その中に木造建築物があれば、木造も対象ということになります。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますか。

ないようでしたら報告事項ですので、了承ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料 23「介護保険事務に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加について」であります。なお「庁内連携」という新しい言葉が出てきましたので、この点についても、あわせてご説明をお願いいたします。

【介護保険課長】件名にもございますけど、「介護保険事務に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加について」ということでございますが、私のほうからは介護保険制度の改正の内容と、それからどんな情報を追加でやるのかという部分で、庁内連携情報については特命担当副参事のほうから、後ほどご説明をさせていただければと思ってございます。

それではまず 2 ページ目の、「庁内連携情報項目の追加の事由」というところをご覧くださいればと思います。介護保険施設に入所していらっしゃる方々に、基本的には居住費、家賃とそ

れから食費は自己負担という形で今、お住まいいただいているところでございます。住民税非課税の方につきましては、その負担を軽減する制度というのがございまして、介護保険負担限度額認定制度と長々と書いてありますけれども、例えば食費で申し上げれば1から3まで段階が分かれていますのですけれども、例えば食費1カ月で申し上げれば、第1段階の人は9,000円まででいいですよ。第2段階の人は1万1,700円が自分でお支払いする金額になりますというような形で、それぞれ段階で判定するという事務が介護保険の中でございます。そうした中でその次に、住民税課税世帯、住民税が課税されている世帯であっても一定の条件があれば、この減額の対象になりますよという制度が元々ございました。この度平成28年8月から介護保険法施行規則が改正されまして、そこの判定に要する、判定に用いるところの、今の資料をご覧いただければと思いますが、課税層に対する特例減額の認定要件、認定するかしないかの判定に用いる所得指標が書いてございますけれども、こちらが合計所得金額という形になります。こちらの合計所得金額の扱いを、この改正で変更いたしますので、下に書いてあるような住民税の情報を新たに追加して、利用させていただきたいというのが本日の趣旨でございます。

具体的には資料23-1をご覧いただければと思いますが、横版になっている、介護保険制度における所得指標の合計所得金額というものでございます。今申し上げました合計所得金額の扱いが変わりましたというところなのですけれども、具体的には改正前の真ん中のところでございますけれども、改正前、現行制度では、改正前の合計所得金額というのが、年金収入が上で200万ありますけれども、200万から公的年金の控除額を引いた80万円と、それから譲渡所得2,500万円を、それを丸々足していたのが、従来の合計所得金額という部分でございましたけれども、この8月以降は、図の一番右にございますけれども、改正後ということで譲渡所得の特別控除、こちらの2,000万円については差し引きますよと。合計された改正後の合計所得金額は、譲渡所得の500万円とそれから80万円を足した580円で判定を、そちらを基準として判定することにしますという形で、今回譲渡所得の特別控除、こちらの2,000万円とかこういう情報を、新たに税情報のほうから介護保険のほうに持ってきて、判定をさせていただくという制度になっています。

具体的には、なぜこんなことをやるかといいますと、譲渡所得が一時的にでも増えますと、その方の保険料ですとか利用者負担が一気に上がってしまう状況になりますので、それではちょっと厳しいでしょうということで、国のほうでこういう改正をして、なだらかにというように形で、判定をするという形でございます。

具体的な税のほうからいただく情報でございますけれども、資料の23-2がよろうか

と思います。箱の表組みになってございまして、真ん中らあたりに住民税情報と書いてございまして、一番右側、情報の保有課が税務課という欄がございまして。個人番号、住民番号、氏名、性別といった欄でございましてけれども、そちらのところでは下線が引いてある、分離短期譲渡一般所得額でありますとか、分離長期経過特別控除額、下線部が引いてあるこちらの所得額あるいは控除額を情報として使わせていただきたいというものでございまして。

一番下の欄外の米印のところ、「赤字は」と書いてありますけれども、すみません、こちらは下線の間違いでございまして、今申し上げた下線については、8月以降利用させていただきたい情報という形になります。

それから2ページ目にお戻りいただきまして、大きな3番の利用目的でございましてけれども、こちらは利用料減額、免除業務に使わせていただくものでございまして。変更を伴うものについては、4番の住民税情報を変更させていただきます。それから5番の利用する情報項目のうち追加するものにつきましては、先ほど下線でご覧いただいたものになりますけれども、長期譲渡所得または短期譲渡所得額、及びその特別控除額という形になります。利用の開始時期については、8月からということで考えてございまして。

私からは一旦、説明は以上とさせていただきます。

【特命担当副参事】それでは引き続きまして、「庁内連携」について補足説明をさせていただきます。お手元に、今、説明をした資料の次に、昨年マイナンバー制度が導入をする前に、本審議会にお諮りをした際に使いました資料を机上配付させていただいております。件名といたしましては、「社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報の利用及び提供に関する手続について」という資料を、机上配付しておりますのでそちらをご覧ください。

昨年27年10月に社会保障・税番号制度、マイナンバー制度が始まりました。マイナンバー制度の根拠法でございまして、ちょっと長いのですが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法、こちらの施行に伴いまして、区役所内におけます個人番号利用事務において、個人情報の位置づけが変わりました。こちらの資料の、めくっていただきまして2ページ目の上から4行目、ちょっとご覧いただきたいのですが、マイナンバー制度が導入される前、それまでは区役所内のその特定の事務を行うために収集された個人情報を、他の事務で利用する場合には「目的外利用」として位置づけてございました。

ある事務を処理するために、新宿区内において別の事務処理に、別の事務処理のために収集、それから保管をしている個人情報を利用する場合は「目的外利用」というふうにして、それを

使う場合には、法令に根拠があるか、もしくは本審議会に諮問をした上で、利用をしていたというような内容でございました。その下、番号法におきましては、自治体の利用条例というのを新たに設置することになりまして、その利用条例に、個人番号の利用事務にかかる目的外利用を規定することによって、個人番号を利用する事務につきましては、その事務を処理するために必要な限度で、区が保有する特定個人情報を利用することができるというようなことが、番号法で認められたわけでございます。個人番号を利用する事務が、その事務を処理するために、区が保有する別の個人番号を利用する事務の情報を利用する場合を、これは番号法の制度の言葉になりますけれども、「庁内連携」というふうに制度上の言葉で申します。それはその番号法上の位置づけになるということで、それが今ご覧いただいている資料の3ページ目の表になってございますけれども、真ん中より下のほうの表に、「番号法における個人番号の利用等の位置づけと根拠」ということで、個人番号を利用する事務、「法定事務」それから「区独自利用事務」とございますけれども、その特定個人情報の庁内連携につきましては番号法、それから区の条例を根拠に、「目的内利用」という位置づけに、番号制度が入ったことで変わったということで、「目的内利用」となっております。

ただ新宿区のルールといたしまして、その特定個人情報の適正性を確保しようというようなことで、同じ資料の4ページ目をご覧ください。ここに特定個人情報の取扱いの適正を確保するための措置についてということで、昨年度本審議会にお諮りをしたルールなのでございますが、区では目的内利用である庁内連携ではございますけれども、透明性の確保、それから適正性を確保するために、ここの4ページ目の(1)のところでございますけれども、区は、新たに個人番号利用事務を実施するときは、特定個人情報保護評価の報告とあわせて、その事務を処理するための「庁内連携」及び区役所内他機関に提供する情報について、本審議会に事前に報告をするというようなルールを決めさせていただいたところでございます。新たに庁内連携をする際だけではなくて、庁内連携する項目に、今回のように追加ですとかそういった変更があった場合にも、事前にお諮りをして、利用を開始するというようなルールをお諮りさせていただき決めたところでございます。本案件についてはそうしたことから、事前に報告をさせていただいたものでございます。

補足説明については、以上でございます。

【会 長】説明はそれでよろしいですか。質問受けていいですか。

では、先ほどの議題の説明と今の庁内連携の説明につきまして、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】理解するために、前提の問題をちょっとお聞きしたいのですけれども、そうするとこの控除される方は事前に申請をして、例えば一般的にいろいろな申請をする場合、課税証明書をとるとかそういうことがあるのですけれども、介護保険の控除の申請については、税務課からの情報提供によって、そういういろいろな書類を提出することが省けるとい、そういう理解でいいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】この利用は、ほとんどそうなのですけれども、ご自分で申請をしていただいて、こういう制度がありますよというのをあらかじめ周知をさせていただいて、申請をしていただく必ず同意書をとっていますので、個人情報を使っていいですよという同意書をとって、それで、こちらのほうで使わせていただいているという形になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、同意書をとって情報を得るといのは、マイナンバー制度以前にもやっていますよね。例えば私立幼稚園の補助金の申請なんかの場合は、本人の同意を得て、所得情報を税務課から庁内連携でやるということなのですが、マイナンバー制度とのかかわりで、番号を照合して税務課から情報を引っ張ってくるという、そういう理解でいいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】今、ご質問があったように、この事務に関しましては、番号法制度が入る前からご本人様に同意をとって、それで情報を使わせていただいているというような仕組みでございましたので、例えば番号法制度の導入によって個人番号を使って結びづけをして、システム的に見るとかというような仕組みではございません。この番号法制度の仕組み上、情報のやりとり、つまり税務課から今回の場合でいいますと、介護保険課が情報をもらうわけなのですけれども、もらう情報の中に個人番号が含まれていなくても、個人番号利用事務として位置づけている、事務同士が情報のやりとりをする場合には、特定個人情報の庁内連携というふうに制度上位置づけられてしまいますので、そこで安全管理の確保策ですとか、そういった制度上の手続については、番号法の適用がされるというふうにご理解いただければと思います。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】よくわかりました。要するに個人番号を利用するのではなくて、位置づけとしてそういう位置づけになるから、この審議会にかけて、より透明性を担保しようということですね。その情報を得る際に、庁内のいろいろなシステムを使ってやるということなのですけれども、その際のセキュリティ対策が、例えばそれがインターネットにつながっているとかそうい

うことはないのですよね。庁内、税務課から情報を得るために、どこかでネットにつながっているとかなんかということはないのですよね。

【特命担当副参事】 ございません。

【佐藤委員】 わかりました。結構です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございませんか。伊藤委員。

【伊藤委員】 この項目の追加というのは、これは誰が行う、どういう作業をして行うのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 手続的に申し上げますと、本審議会でご了承を得られた後、使用課が、保有課に対して利用の申請の手続きをして、決定をとって許可を得るとともに、ホームページ等で、庁内連携を追加した項目についても、区民の皆様にも、公表するというような手続きをとらせていただいております。

情報の実際のやりとりにつきましては、例えばシステムの改修のものもございましょうし、あるいは紙ベースで台帳を確認するというような方法もあろうかと思えますけれども、そういった手続きを経た後に、利用を開始するというような流れになってございます。これは一般的な、庁内での全体の話でございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 システムの改修とかも入ってくると思うのですが、それは業者とかがやるという話に後からなっていくとかではないですか。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 今回のこの件についてのシステム改修は、特に必要としない形になりますので、ありません。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますか。

それでは、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】 本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料 24「国保データベース（KDB）システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について」です。それでは説明をお願いいたします。

【健康政策課長】 この諮問につきましては健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課の4課が目的外利用するものでございまして、私、健康政策課長が代表してご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の事業概要をご覧くださいと思います。事業名につきましては国保データベース、以下KDBシステムという名称で説明をさせていただきたいと思いますが、システムへの参加ということで、担当課につきましては先ほど申しあげました4課で諮問をさせていただきます。目的でございます。区が保有する特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用して、区民の健康の保持・増進を図るものでございます。対象者につきましては75歳未満の国保の被保険者、それから東京都後期高齢者医療制度の被保険者、つまり75歳以上の方ということになりますが、のうち新宿区の被保険者、それから介護保険の被保険者という対象でございます。

事業内容でございますが、まずKDBシステムとは一体何かということが非常にわかりづらいので、先にご説明をさせていただきたいと思います。資料の24—3をご覧くださいと思います。システムの全体像というのが横版であるかと思えます。

まず中央に国保連合会というのがあるかと思えます。国保連合会というのは各都道府県に1カ所ずつ設置されている団体でございますけれども、国保、介護、それから広域連合が、全国各都道府県に診療の支払い事務ですとか、あるいはレセプトですとか介護の情報を、ここでもう既に委託して格納しているというものでございます。この格納している事務を、個人情報を暗号化して、右をご覧くださいなのですが国保中央会、全国の1カ所に組織があるのですけれども、ここに個人情報を暗号化したデータを送り、その個人を結びつけまして、例えば要介護状態が2で、医療はこういう治療を受けていて、こういう個人の情報を結びつけし、そして国保中央会では個人情報を暗号化したままデータ処理をして、国保中央会から国保連合会に、赤いこのファイルの図になっているのですけれども、戻ってきます。そのデータを我々、区それから医療保険者、国民健康保険、介護保険、後期高齢者担当課、ここが、システム専用回線を使って見について、統計処理、あるいは分析データを見て利活用する、こういう大きな流れでございます。

ここで保有しているデータでございますけれども、資料24—4をご覧くださいと思います。今ご説明した国保連合会で保有しているデータは記載のとおりでして、いわゆるレセプトデータですとか、レセプトというのは診療報酬明細書のデータ、あるいは特定保健指導の結果データ、あるいは後期高齢者も同じように診療報酬のデータ、あるいは介護保険につきましては要介護認定の給付のデータ、こういったものがそもそも委託業務として、国保連合会が持っているというものでございます。ここには個人情報も入っております。そしてそれを暗号化処理しまして、24—5、次ページをご覧くださいなのですが、ここからが目的外を行う情報項

目になります。そのデータを統計処理するわけですが、例えば国民健康保険、1番をごらんいただきたいのですが、性別、年齢、続柄、資格取得・喪失年月日、郵便番号、住所とあるのですが、住所は町丁名までという形で、個人情報かわからない形で、我々が、統計処理した、あるいは分析結果が決められたフォーマットによって提供される、それを専用回線で見るという関係でございます。

諮問書にお戻りいただきまして事業内容ですが、1番の国保データベースシステム参加の趣旨でございます。そもそもこれを使うということになった意味でございますけれども、2ページ目の事業内容1番でございます。これは厚生労働大臣が定めた国民健康保険法に基づく、要は指針によりまして、医療保険者はデータを活用して医療費の増加の抑制、あるいは疾病の重症化の予防、市町村においてはやはり同じように地域特性を踏まえた健康政策、あるいは疾病予防対策、こういったものに使うために国保中央会、先ほどの全国組織がシステムを開発しまして、各自治体あるいは保険者が参加するかどうか、参加意向を示すと、データといいたまうか統計分析結果を提供するという内容のものでございまして、基本的にいいますと、いわゆるビッグデータを活用したデータヘルス計画、これを全国的にやっていくわけですが、そのために活用するというところで開発された、ここに新宿区も参加して提供を受けようというような内容になります。

ちなみにこのKDBシステムの参加状況でございますけれども、全国的に申し上げますと、もう既に99%の自治体が入ってございます。また特別区におきましても既に20区が参加をしております、残った3区うち新宿区が参加していきたいというような内容です。残ったさらに2区についても1区は今年度中に、最後の1区についても来年度中には参加するという意向だということは聞いているところでございます。

2番のシステムの概要でございますけれども、ご説明を先にしたものは省略いたしまして、2の(2)をご覧くださいなのですが、利用の方法でございます。国保連合会はレセプト審査の事務の受託者として、先ほど申し上げましたように、もう既に保有している個人情報を使用しまして、本システムの運用管理業務を行うということになります。その国保連合会からレセプト審査支払いのために、既に区に専用回線をつないで画面が見られるように回線が通っております。ここに2台と書いてあるのですけれども、2回線のというふうに訂正をいただければと思うのですが、2回線通ってまして、それによりまして、見られることにそもそもなっているのですが、そこにKDBシステムのプログラムが追加されて、見られるようになるというつくりでございます。

またさらに端末を1台増加しまして、健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課でシステム参加可能にさせるというものでございます。このシステムにつきましては、専用回線で区と国保連合会だけの関係でございますので、この情報については区のネットワーク、あるいはインターネットにはつながないということでございます。それから使用する者につきましては、区の職員だけということで利用したいというふうに考えてございます。

それから3番でございますが、目的外利用に当たり区が行う個人情報の保護対策でございますが、(1)にありますように、システムは区の職員のみが利用するという、それから利用者につきましては、ID・パスワードを付与しまして、利用できる職員も制限したいと考えてございます。また(3)でございますが、使用した際には利用履歴が記録されまして、誰が何を見たのかというところも記録し保存するという形で、情報対策のほうは講じてまいります。

それから4番のシステムのスケジュールでございますけれども、本審議会でご了解いただければ11月から情報を提供、見られる関係にしていきたいというふうに考えているところでございます。それから、追加で、ID・パスワードの更新時期については180日ごとに順次更新していくということも、措置をさせていただきたいと思っております。スケジュールは、途中でしたが、ご覧のとおりスケジュールで考えているところでございます。

3ページに移らせていただきまして、諮問事項に入らせていただきます。保有元でございますけれども保有課につきましては、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課、高齢者医療担当課が保有します特定健診、特定保健指導の、あるいは健康診査の事業。それから健康保険事務の事業。それと現物支給審査支払い委託業務、これは介護保険課の業務。それから後期高齢者の医療制度、高齢者医療担当課の業務につきまして、利用先でございますけれども、利用課につきましても、4課が相互に目的外利用をするという形になります。業務登録の名称でございますが、記載のとおりでございますが、国保データベースシステムを活用した健康増進計画策定のための統計分析。それから国保データベースシステムを活用した健康づくりに関する統計分析、国保データベースを活用した国民健康保険に関する統計分析。3番、4番についても記載のとおりでございますが、いずれにしましても統計分析を新しい事業として登録させていただいて、活用するという内容でございます。

業務の目的でございますけれども、利用先の欄をご覧いただきますと、健康増進計画策定のための統計分析。それから健康づくりに関する統計分析、国民健康保険に関する統計分析。それから3番でございますけれども、特に国民健康保険に関する統計分析をしまして医療費の適正化。あるいはデータヘルス計画、これはもう保険者に努力義務として、国保に限らず健保組

合、それから国保組合もそうなのですが、医療保険者については、データヘルス計画を今後策定していくためにも活用してまいります。最後に4番でございますけれども、介護保険の事業計画の活用のためにも統計分析を使っていくという業務の内容でございます。

登録業務に関する個人情報の媒体でございますが、電磁的媒体という形でございます。

目的外を行う理由でございます。これは国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報から、統計情報、分析情報を作成し、保険者あるいは新宿区に提供するものであって、本システムは実態に即した形で地域の全体像をつかむため、各種給付情報を結びつけ分析するものであって、申しあげました業務登録の目的のために本システムに参加して、個人情報の目的外利用を行うというものでございます。

裏面、4ページをご覧いただきたいのですが、目的外利用を行う情報、先ほど申しあげました資料5に書いてあるとおりでございますので、省略させていただきます。目的外利用を行う際に使用する記録媒体は電磁的媒体ということです。それから目的外の時期につきましては、28年11月から以降継続ということで、やらせていただければというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

【会 長】本件についてご質問かご意見、ありましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】ご説明、ありがとうございます。まず1つ聞きたいのは、この4つの課にまたがっていたデータをそれぞれが共有できるということになると、例えば非常に機微な情報も含まれているわけですよね、検診結果とか体重だとか傷病の履歴とか。そうすると、例えばちょっと大雑把な言い方ですけども、私の名前を入力すると全部その個人情報が、課をまたがって見ることができると、そういう理解でよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】今後は、ハイリスクアプローチ、個人を特定して、区としてはいろいろな勧奨をしたい思いはございますけれども、今回は個人を特定したデータ活用というのはございませんので、最後まで統計分析、そしてデータの解析結果だけを活用するというところでございますので、結びつけのときには暗号化して、ある人物のいろいろなデータをつなげるわけですけども、我々活用するときには個人、誰々がどうだったというところではできない、しないということになりますので。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それはある人の、例えば私の個人データを共有化して見るというのではなくて、

それが暗号化されていて、AとかBとかそういうものになっていて、それをこの図表にあったようにパーセントで、どれぐらいの人が受診しているとかどれぐらいの人が血糖値が高いとか、そんなようなデータを、データとして使うという意味なのですね。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】大変失礼しました。説明が少し不十分でした。

資料の24—2の裏面をご覧いただきたいのです。次のページでございます。横版の、PDFですので数字はちょっとぼやっとしているのですが、例えばこういった形で、これは1例です。何十種類か統計データができるようにはなっているのですが、例えばあるデータがあって、生活習慣病のこういう人たちが何パーセントいて、それは、都はこうです。同規模の自治体、これは我々が指定できるのですが、同規模の自治体はこういうことです、全国はこういうことです、こんな比較ができるという。結局のところ集計データ、分析結果だけを活用する、利用するというところでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。非常に機微な情報を共有化するので、外部との情報系ネットワークとの接続がないということで、それはそれとして安心なのですが、取扱いには十分注意していただきたいというふうに思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問。金澤委員。

【金澤委員】ありがとうございます。2点あるのですが、23区で20区がもう既に実施していて、3区の中に新宿が入っていて、今年の8月からというのは遅きという感じですけど、何か理由がおありなのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】確かに遅いほうでございます。1つ、このシステムというのが25年の10月に開発されて、現実的には26年から全国的に利用されるようになりました。我々もいち早くと思ったのですが、やはり個人情報、大量データでございますので、それを活用する目的というのをしっかりと、我々としてははっきりさせた上で、例えば新宿だけのデータでも、新宿だけの区民の状況というのはわかるわけですが、これから医療費だとか、糖尿病だとか心疾患とか、非常にこれから新宿区としても取り組まなければいけないことはわかっておりますが、その中で特に重点を置く区民の層というのはどういうことか、その辺、やはり重要だということと、それからもう1つ、新宿区の遅れた理由の1つには、健康寿命を延伸するために組織改正により今年「健康づくり課」を新しく作りまして、そんなような内部の事情

もあって、我々、開発してから 26、27、2 年目になってしまったという現実でございます。

ただ遅いといっても絶対的に遅れをとったということでもないので、何とか区民の健康のために、しっかりと計画づくりだとか、施策には生かせるタイミングでございますので、この時期になったのは誇れることではございませんけれども、間に合うというふうには思っております。

【会 長】金澤委員。

【金澤委員】ありがとうございます。2 点目の 26 番にもかかわると思うのですが、そうになると、がんの受診率とかも、今回のことで明確になるのでしょうか。というのは、被用者保険で受けて、夫の扶養者の場合は、それがデータの母数に反映されないということが今まであったので、新宿区の受診率が全国でも悪く、死亡率も高いということがあったので、それが改善されるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康政策課長】今のご質問ですが、資料 24—1 をご覧いただきたいのですが、一方で、この国保データベースで保有しているのは国民健康保険の加入者、後期、介護、先ほど申し上げたとおりでございます。ご質問があったように、例えば被用者保険の方々のデータというのは持ってございません。したがって、ここで保有しているデータをどう分析して、区民につなげていくかという活用の仕方、あるいは医療保険ですと、国民健康保険だけの加入者の健康増進ですとか、医療費をどう増加を抑制していくか。こんな活用になってきますので、直接的には今のご質問のとおり活用ができないのですが、それは加入している保険者の運営者の義務ということになってくるわけですが、いずれにしても国保とそれから後期高齢者を見る、国保というのは区民の 3 分の 1 が加入されていますし、後期の方は全員入っているわけですので、このデータで今ご質問があったように、がん検診でも、受診率は今だってわかるわけですが、年齢階層ですとか、受診率が悪いときの何かと組み合わせると統計データを見ると、「この階層が例えば受診に結びついてないのだ」というところを浮き彫りにして施策を展開できるということは我々、これからやるのですが、期待できるというのがこれの最大のメリットの 1 つ、多くのメリットの 1 つですので、ご質問のようなところはしっかりと利用して活用していきますので、ご安心いただければと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございませんか。

ないようですが、これは諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】では本件は承認ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次は資料 25「訪問介護システム及びケアマネジメント支援システムの再構築等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【健康づくり課長】訪問介護システム及びケアマネジメント支援システム再構築等について、説明させていただきます。

資料の 2 ページ、ご覧ください。事業の概要でございます。今回再構築を行います訪問介護システム及びケアマネジメント支援システムでございますが、新宿区訪問看護ステーションの運営に当たり使用しているシステムでございます。訪問看護ステーションでは介護保険法及び健康保険法に定められた訪問看護により、在宅療養の援助を行うとともに、指定許諾介護事業者として、ケアプランなどの作成を行い、地域医療の充実を図っているところでございます。

この業務におきましては、訪問看護の記録、ケアプランの作成、給付管理など大量かつ複雑な請求事務も発生いたします。これらを正確かつ迅速に行うためには、現在使用しておりますシステムの使用継続が不可欠な状況でございます。ここで両システムとも、リース期間とメーカーによる保守も終了することとなりましたので、システムの更新が必要となったわけでございますが、今回は既存システムのサーバー・パソコンの入れかえということではなく、情報システム課に設置いたしますサーバー上にソフトウェアを移行いたしまして、システムの再構築を行うということでございます。

資料の 3 ページ目、ご覧ください。訪問看護システム及びケアマネジメント支援システムの再構築の具体的な内容でございます。訪問看護ステーションの利用者の情報として取り扱う情報の記録項目は、本日の資料、25-1 にお付けしてございます。今回は、システムそのものは既存のものと同じでございますので、記録項目につきましても変更はございません。

資料 3 ページ目にお戻りください。開発に当たりましては委託業者には新宿区のセキュリティポリシー、個人情報保護条例を遵守してもらうわけでございますが、移行するソフトウェアが正常に動作するかどうかの確認等、途中の作業が必要になりますので、その場合には業者には架空のダミーデータを使用していただくこととなります。したがって、直接には、この作業におきまして個人情報を取り扱ってはいないということでございます。なお改修の時期でございますが、下のほうに記載のとおり、既に 6 月 23 日から改修自体は開始しております。システム稼働予定の直前の諮問ということで、ご相談がおくれまして大変申し訳ございませんでした。

続きまして、資料 4 ページ目、ご覧ください。この再構築に当たりまして、データの移行を

含めまして業者への委託を行いますので、この業務委託についてのご報告でございます。委託先の業者は日興テクノス株式会社でございます。この業者ですが、現行システムの保守に長年かかわってきておりまして、今回のソフトウェアと過去データの移行につきましても、イントラネット環境でのシステム構築に関する高い技術も持っている会社でございます。統合基板上にソフトウェアを移行した後のデータの移行でございますが、旧システムのデータを一旦USBメモリに移し、統合基板に接続したパソコン経由で新しいサーバーにデータを転送いたします。データ移行後は、作業に使用したUSBのデータは速やかに消去いたします。これらの手順におきまして実際のデータに触れる場面では、記載のとおり全て区の職員が行いますので、業者のほうも、実際の利用者の情報には接触しないということでございます。このことを含めまして資料に記載のありますとおり、委託に当たり区が行う情報保護対策1から4までございます。また受託事業者に行わせる情報保護対策、上記と重なるところございますが、1から5までございます。こうした保護対策の遵守をきちんと行ってもらった上で、作業を進めるということでございます。

報告内容、以上でございます。

【会長】ご説明に対してご質問かご意見、ございますか。ございませんか。よろしいですか。

これは諮問事項ですので、それでは承認ということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】では本件は承認ということで、終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料26「各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知作成及び印字に係る業務の委託について」です。それでは、説明をお願いいたします。

【健康づくり課長】各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知作成及び印字に係る業務でございますが、資料の2ページ、ご覧ください。事業の概要を記載してございます。目的は記載のとおり、がん検診受診率向上のためでございます。

今回、再勧奨といいますのは事業内容にも記載しておりますが、年度当初にがん検診の受診対象となる方に一斉にがん検診票の送付を行ってございますが、一定期間経過した後に、未受診である方に再度勧奨を行うということで、再勧奨ということでございます。この再勧奨の対象者でございますが、今年度行う予定の子宮がん並びに乳がんの検診の対象者で、秋の時点で未受診と想定される方が記載のとおり、子宮がんですと20歳から40歳で3万6,000人ほど、40歳から60歳の乳がん検診の方で2万4,000人ほどと、合計6万人ほど見込まれますので、

これだけ大勢の対象者の方の一斉に再勧奨のハガキを印刷し送付するということがござい
ますので、これらの業務を迅速に的確に行うための委託ということで、今回、委託業者にお願
いするものでございます。なおカスタマーバーコードについては、下のほうに記載ござい
ます。

資料3 ページ目、ご覧ください。具体的な業務の委託内容でございます。委託先は今後入札
により決定いたしますが、受託業者にはプライバシーマークの取得を入札等の参加条件とし
てございますので、こういった配慮についても、しっかりできる受託業者のほうに委託するとい
うことでございます。

委託に伴いまして事業者実際に渡すことになる情報でございますが、この再勧奨の対象と
なる方の住所、氏名、それと整理番号でございます。この整理番号でございますが郵便番号順
の通し番号になっておりまして、これは作業の進捗管理上、途中で抜けがないとか、あるいは
今回圧着ハガキを使いますので、6万通ということになりますと、途中で不良が発生する場合
もございますので、そういった場合に速やかに差し替え等ができるようにということもござ
いまして、整理番号のほうを付番するものでございます。委託先のほうではこの情報に基づき
ましてハガキの宛名の面に住所、氏名、整理番号、住所のカスタマーバーコードを印字いたし
ます。

情報項目は電磁的媒体でお渡しいたします。委託理由は記載のとおりでございます。具体的
な委託の内容でございますが、連続帳票を使って圧着加工用の再勧奨ハガキを作成し、住所、
氏名、整理番号、カスタマーバーコードの印字。こちらのほうはそれぞれハガキサイズに裁断、
圧着加工の上、ハガキとして納品いただき、対象データのほうは返却いただくということにな
っております。

時期でございますが、本年9月中旬から11月30日までを予定しております。

なお、情報保護対策としましては、別紙の特記事項を契約に当たり付すものでございます。
また区職員が必要に応じて立入り調査等を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行います。
受託業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、
区に報告させます。また2から5まで記載のとおり保護対策を実施いたします。

報告事項、以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

【会 長】ご質問かご意見、ございますか。

それでは、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】では本件は了承ということで了承いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料 27「女性の健康支援事業における『女性の健康づくりサポーターの会』業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【四谷保健センター所長】女性の健康支援事業における「女性の健康づくりサポーターの会」業務の委託についてです。資料を 1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目をご覧ください。事業の概要でございます。上から 3 つ目の枠でございます、目的でございます。女性は生涯を通じてホルモンが大きく変動し、それに伴うさまざまな健康課題がございます。そのためそれぞれのライフステージごとの健康課題を理解し、健康づくりに取り組めるよう女性の健康づくりサポーターを養成し、女性の健康づくりに関する普及啓発を行うものでございます。そうしたサポーターとなる対象者の方でございます。区内の在住・在勤・在学で女性の健康づくりに関心のある方でございます。

その下、事業の内容でございます。今回別添でお付けしてございます、こちらの「女性の健康ガイド」をご覧ください。こちらを使いまして事業の内容、説明させていただきます。こちらのガイドは女性の健康支援事業の概要を記したものでございます。表紙の下半分ぐらいのところから「女性のからだのライフステージと主な健康課題」というのが記載されてございます。おめくりいただきまして、中の見開きをご覧ください。こちらのほうに各ライフステージの主な健康課題が詳しく掲載されているところでございます。もう 1 枚おめくりいただきまして、裏側をご覧ください。そちらに新宿区の女性のための健康支援事業内容が一覧で掲載してございます。こちらの一覧の下から 2 番目の枠でございます。①番が「乳がんの会」というのがございますけども、②番「女性の健康づくりサポーターの会」というのがございます。こちらが今回、お諮りする「女性の健康づくりサポーターの会」の事業ということでございます。

事業の内容でございますけれども、そこの一覧表の右側の真上のところに掲載してございますが、今回もう 1 つ、資料の 2 というのをお手元に配布してございます。こちらの資料 2 を使いまして、「サポーターとは」というところで説明させていただきたいと思っております。

資料 2 でございます、「女性の健康づくりサポーターとは？」というところでございます。「女性の健康に関する知識を習得し、自己の健康管理に活かすとともに、地域において健康づくりに取り組む人」でございます。その下に協力員、推進員とございますが、この 2 種類につきましては、次のページでもって説明をさせていただきます。

その下でございます、次にサポーターの活動内容でございますけれども、「女性の健康に関して、習得した、正しい知識を家族、友人、近所の方に周知する。女性の健康支援センターをは

はじめ、区の施設やサービスなどの情報を個人のできる範囲で提供」していただくものでございます。また、「その他、サポーター同士が女性の健康づくりに関する取組みについて検討し、実践する」というところを、推進員の方に担っていただくという予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらのカラー刷りのA4の横のものをご覧くださいと思います。こちらのほうに先ほど2種類出てまいりました、協力員と推進員の流れが記載してございます。左側の黄色いほうが協力員の流れでございます。まず協力員になっていただくために養成講座というのを受講していただきます。これを受講していただきますと自動的に、協力員として登録されることができますので、その後、「自己の健康管理、家族・知人・友人に、得た知識を伝える等、個人ができる範囲で活動」していただくものでございます。次に右半分、青い部分でございますが、こちらが推進員の流れでございます。同じく推進員についても養成研修というものを受講していただきます。その後、ボランティア活動の意思確認をさせていただきます。結構です、やります」という方につきましては、推進員として登録させていただきます。右下の青い枠の中にございますような、様々な活動を行っていただくものでございます。また、養成研修を受けましたけれども、「やはりちょっと推進員は荷が重いね」という方につきましては、「NO」というところで、左側の協力員に戻りまして、協力員として活動をお願いするということでございます。そして一番下の赤い枠で囲ってございます、そちらは、協力員と推進員の合同情報交換会というのを年1回以上行うという予定でございます。

本文の2ページ目「事業の概要」のほうにお戻りいただければと思います。ただいま資料を使いまして一番下の枠、事業の内容を説明させていただきました。3ページ目をご覧くださいと思います。業務の委託でございます。上から3つ目の枠でございますが、委託先につきましては現時点では未定でございます。その下、委託に伴い事業者処理させる情報項目でございます。まず1点目といたしまして、協力員養成講座及び推進員養成研修の参加希望者の方の情報項目でございますが、個人特定用といたしまして、氏名、住所、年齢、性別、それから連絡用といたしまして連絡先電話番号、メールアドレス、FAX番号、郵便番号を情報項目とさせていただきます。次に推進員登録に係る情報項目でございますが、個人特定用と連絡用は1番目と同じでございます。そのほかにボランティア活動用といたしまして、緊急連絡先、ボランティア経験の有無・内容、職業、趣味・特技を情報項目とさせていただきます。その下でございます、処理させる情報項目の記録媒体は紙及び電磁的媒体でございます。

委託の理由でございます。「女性の健康づくりに関してのサポーター養成や活動支援について、ノウハウや実績のある団体に委託することにより、本業務を効果的・効率的に展開し、区民サ

ービスの向上を図る」というものでございます。委託の内容でございます。「女性の健康づくりサポーターの養成講座、研修、地域活動に関する検討会等開催、ボランティア活動に関する手法の指導等地域活動の支援」でございます。委託の開始時期及び期限でございます。開始時期は本年、平成28年8月1日でございます。期限でございますが28年度ということで、平成29年3月31日まででございます。以降継続でございます。

次に、委託に当たり区が行う情報保護対策でございます。1つ目といたしまして、契約に当たり別紙「特記事項」を付させていただきます。この特記事項は、この資料の次、4ページ目、5ページ目に付けさせていただきます。2番目といたしましては、区の職員は必要に応じ、上記委託先事業所において立入り調査を実施し、個人情報の取扱い状況を確認いたします。最後に受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。1つ目といたしまして、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させていただきます。2つ目といたしまして、提供された情報は施錠できる金庫、キャビネット等に保管をさせます。またその他、3番以下に掲載されてございます情報保護策を受託事業者に行わせるものでございます。

私からの報告説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見、ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】1点だけ、3ページの3番の「個人情報を上記委託業務の実施場所へ持ち出す際は、業務専用カバン」とあるのですが、これはどういうカバンなのか、業務専用カバン。セキュリティに富んだカバンなのか。

【会 長】ご説明ください。よろしいですか。

【四谷保健センター所長】これは施錠のできる、簡単にあけることができない、世間でも結構持っていらっしゃる方がいるのですけれども、特に番号とか何とかいうところまでは特定しないのですけれども、通常簡単にあけることのできないカバンを想定しているところでございます。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】これは区から提供するものですか、それとも業者が普通に持っているカバンのことをいうのですか。

【四谷保健センター所長】業者側が提供するカバンということでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見は。井下田委員。

【井下田委員】大変すばらしい事業が開始になるなと思うのですけれども、これは例えば協力員や推進員にしる、これはやはり全部女性の方がなるということで、考え方でよろしいでしょ

うか。

【会 長】ご説明ください。

【四谷保健センター所長】特に女性前提ではなくて、男性でもこのような志を持った方であれば、ご参加いただきたいなというふうに思っています。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】なぜその質問をしたかという、協力員養成講座及びいわゆるかかわる情報項目、これは性別が入っているのですけれども、例えば今、LGBTではないのですけれども、そういった性別に特化しないというか、余りそういったことを言いたくない方も、中には参加をしたいなというふうに思われる方がいらっしゃると思うのですけれども、やはりこの性別というのは必要な項目になるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【四谷保健センター所長】個人特定用としてできれば性別をいただきたいのですけれども、そのようなご事情があって言いたくない方については、今日のこういう事情でございますので、特に必須項目にはしない予定でございます。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】ありがとうございます。やはりそういった特別な配慮も必要に今、世の中的にもなっているのではないのかなというふうに思いますので、そういった配慮もしっかりしていただいて、事業の推進に当たっていただければなというふうに思います。以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますか。

【金澤委員】ありがとうございました。委託する理由をお聞かせいただければと思います。というのは私、多分去年までサポーターだったので、全部そちらから直接、連絡とか講習会もしていただいていたのですけれども、今後、このように新しく事業が推進員と協力員というふうに分かれて、60名と20名で、講演も含めてなのでしょうか、講習も含めて委託するので、多分直接できないということで始められるのですか。教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【四谷保健センター所長】委託の理由でございますが今、委員のほうから一部お話がございましたとおり、やはり今までは特に分けることなく、協力員レベルのサポーターでございましたけれども、少しレベルアップといいましようか、もう少しいろいろな活動をしていただく上での、推進員制度というものを設ける関係から、そういうことのノウハウにたけた団体に委託して行うということが、委託の理由でございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見、ございますか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承することでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、きょうはちょっと時間がございますので、第1回の審議会のときに説明ができなかった、情報公開制度の概要についてご説明いただくということでも、事務局、よろしいですか。では、よろしくをお願いします。

【区政情報課長】それでは、お時間を頂戴いたしまして、新宿区の情報公開制度につきまして、初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、ご説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

お手元にパンフレットで、「新宿区の情報公開と個人情報保護」という、こういうパンフレットが行っていますでしょうか。これともう1つ資料行っておりますけれども、もう1つの細かい資料は後ほどお読みいただければと思います。

この情報公開制度につきましては、まず1ページ、表紙をめくっていただきますと、情報公開制度とはというふうになっていますけれども、新宿区の情報公開制度は、区が保有する情報を積極的に区民の皆様にご提供する全ての施策、このうち公文書の公開請求権が情報公開条例で規定をされております。この条例では皆様からの公文書の公開請求に応じて情報を公開することが、これは義務づけられているということです。公開できる公文書とは何かという話になるわけですが、実施機関、これは区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の職員が職務上作成し、または取得した文書。それから図画、写真、マイクロフィルム、ビデオテープ及び録音テープ等ですね。であって、組織的に用いるために保有しているものに対して公開請求することができます。その次にありますとおり、対象外というのがありまして、書籍その他不特定多数の者に販売し、または配布することを目的として発行されている、公になっているものですね。文化的、歴史的資料または学術研究用の資料として特別に管理がされているもの。それから職員が個人的に思案検討するために作成した下書きであるとか、あるいは単なる備忘録やメモ書き、これは対象とはなりません。

なお法令等の規定により閲覧もしくは縦覧、または謄本・抄本その他の写しの交付、いずれかの対象となる公文書。区立図書館等の施設において一般に閲覧させ、または貸し出すことを目的として保管されている公文書、こういうものも情報公開の対象とはなりません。

では誰が請求できますかという、新宿区のこの条例はどなたでもできますよと、区民に限

定しているわけではございません。

次に請求の仕方ですが、こちらは申し訳ございませんけれども、後でご覧いただければというふうに思います。

次のページに行きまして、3ページをご覧いただけますでしょうか。非公開情報に当たるものは何ですかということなのですけれども、まず非公開、公文書公開請求に対して全ての情報を公開するということが、これがまず原則になっています。ただし次のような情報は公開ができないというふうになっています。これはまず1番として法令秘でございます。法令等の規定により公にできないと認められるもの。2番、個人に関する情報です。個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別できないが、公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれがあるものは非公開です。あと法人情報です。公にすることにより法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を著しく害するおそれのあるものは対象外です。それから審議、検討または協議に関する事項です。国等における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思の決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不当に不利益を及ぼすというものは対象となりません。それから次、5番です。行政運営情報です。国等が行う事務に関する情報であって、公にすることによって、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものでございます。6番目として、犯罪の予防・捜査等の情報です。公にすることにより、人の生命・身体・財産、または社会的地位の保護、犯罪の予防及び捜査、その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるものは、対象とはなっておりません。

公開までの期間につきましては、こちらに記載をさせていただいておりでございます。また費用についてもご覧のとおりでございます。

なおこの次の、4ページの下から2つ目ですが、「決定に不服なときは？」ということで、公文書の公開、非公開決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。裁判所に処分取消しの訴訟を提起することもできます。不服申立てを受けた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき、当該不服申立てに係る公文書を全部公開するときを除き、実施機関は「新宿区情報公開・個人情報保護審査会」に諮問をして、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行うというふうになっております。なお、同一の方が同一の不服申立てを行った場合には、審査会への諮問は行われないと、こういう扱いになっているというのが、新宿区の情報公開の制度ということです。

雑駁ではございますけれども、こういう形で運用をさせていただいているということで、ご紹介をさせていただきました。以上でございます。

【会 長】何かご質問、ありますか。鍋島委員。

【鍋島委員】ここの審議会というのは、今の個人情報制度のいろいろな条項、条例ありますよね、ここに出していただいて諮問されたものの運用はどうなのか。運用は、これがどうなのかというのを審議するところですか。ここの範囲が私、いま一つ、これを読んだだけでは難しくわからない。ここで了承とかしていますよね、その範囲がわからない。この前から1回聞いておこうと思ったので、これとはちょっと関係ないかもしれないですけど。

【会 長】今は、情報公開の話だったのですよね。ここは情報公開・個人情報保護審議会のほうなので、それで、審議会条例というのがあるって、ここの権限がありますので、後でこのコピーを渡すので。

今日のところは今の情報公開の説明だということにいたしまして、それではなければ、次回期日をご説明いただけますか、事務局のほうから。

【区政情報課長】次回の審議会でございますが、9月5日月曜日、午後2時からということで、予定をさせていただいております。場所につきましては、本日と同じ第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】以上をもちまして、本日の第3回審議会は終了いたします。

午後 3時35分閉会